

食品衛生トピックス 《2012/08/21》

○ 食品、添加物等の規格基準の一部改正等について

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬及び動物用医薬品について告示の一部が改正され、残留基準値が設定されました。

「カカオ豆」の残留農薬の分析については、外皮を含めた検体調整を行っていましたが、今般基準審査課長通知により外皮を含まない方法に改正されました。残留農薬基準が実質緩和されたことになります。



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/index.html